



豊山町男女共同参画社会計画

第3次とよやま

概要版

レインボープラン

お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる
一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

令和4年4月 豊山町

1 計画策定の趣旨・背景

豊山町では、平成11年に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年3月に豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン～個性を活かした社会づくり～」(平成14年度～平成23年度)を策定し、その後、平成24年3月に豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」(平成24年度～令和3年度)を策定し、男女が個性を活かすことができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

この度、令和3年度をもって豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」の計画期間が満了となることから、本町が男女共同参画社会の形成のために取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため豊山町男女共同参画社会計画「第3次とよやまレインボープラン」を策定します。



2 計画の位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、本町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本プランは、豊山町第5次総合計画のもと、他の関連計画との整合性を図っています。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画(令和3年度～令和7年度)」及び県の「あいち男女共同参画プラン2025(令和3年度～令和7年度)」と整合性に配慮した計画としています。
- (4) 本プランの一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 プランの体系

〔 基本理念 〕

〔 重点目標 〕

〔 基本的施策 〕

お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

(1) 男女共同参画の理解と促進

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進



II あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

(3) 協働によるまちづくりの推進

(4) 地域の事業所との連携

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

III 誰もが安心して暮らせる社会づくり

(1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

IV 計画の推進

(1) 推進体制の整備・充実

重点目標Ⅰ

男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、住民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、誰もが希望をもって挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭、職場、学校において男女共同参画意識の向上が図れるように啓発活動を行っていきます。

【基本的施策】

(1) 男女共同参画の理解と促進

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

【成果指標】

- 1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という
考え方に“反対”の割合

(令和3年度) (令和13年度)
32.8% → 50.6%

- 2 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合

17.3% → 39.8%

町民・地域の役割



町民の役割

- 広報紙やホームページなどの行政情報に関心を持ちましょう。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- 日ごろから、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会を持ちましょう。
- 性別によって役割を固定する考え方はやめましょう。



地域の役割

- 自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。



重点目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

SDGsの目標にも掲げられているジェンダーの平等の実現に向けて、ジェンダーによる差別や暴力、有害な慣行は撤廃・排除されなければならず、家事や育児などの無報酬労働の認識や分担、意思決定への女性の参画がなされなければ、政治的あるいは経済的な平等は提供されません。

そのため、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女に関わらず、人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる取組を支援します。

また、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。

【基本的施策】

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 協働によるまちづくりの推進
- (4) 地域の事業所との連携
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【成果指標】

	(令和3年度)	(令和13年度)
1 町の審議会等委員に占める女性の割合	36.4%	50.0%
2 町役場の女性の管理職（課長以上）の割合	26.3%	35.2%
3 保育所待機児童数	0人	0人
4 放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
5 女性（25～44歳）の労働力率	(平成27年国勢調査) 73.9%	78.8%

町民・地域・企業の役割



町民の役割

- 男性も、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に活用しましょう。



地域の役割

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 地域活動や団体活動において、誰もが参加しやすい曜日、時間の開催に努めましょう。



企業の役割

- 従業員の作業内容や業務の分担において、むだや偏りがないか見直しましょう。
- 管理職から率先して、早く帰りやすい雰囲気をつくりましょう。
- 就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。

重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、様々な困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めていきます。

【基本的施策】

- (1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援
- (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
- (3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

【成果指標】

	(令和3年度)	(令和13年度)
1 子宮頸がん検診受診率	34.0%	50.0%
2 乳がん検診受診率	39.8%	50.0%
3 DVに関する相談窓口の認知度	69.2%	80.0%

町民・地域・企業の役割



町民の役割

- DVやハラスメントについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識をもちましょう。
- 多様な性のあり方があることを知り、偏見や差別をなくしましょう。



地域の役割

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 性別やジェンダーに基づく偏見や差別などの人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、自治会等での広報に協力しましょう。



企業の役割

- DVやハラスメントに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。
- 職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- 従業員の心の健康に配慮しましょう。

重点目標Ⅳ 計画の推進

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、あらゆる主体による幅広い施策や取組が必要です。そのため、本町だけでなく国・愛知県と住民・NPO・地域団体等が連携・協働して、各々の施策や取組を進めていくことが重要です。

本町では、庁内関係課との連携を強化し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修などを通じて職員への意識啓発に努めていきます。

【基本的施策】

(1) 推進体制の整備・充実

……男女共同参画社会を実現するためのキーワード……

SOGI (ソギ/ソジ)

「SO」が性的指向（セクシュアルオリエンテーション）、「GI」が性自認（ジェンダーアイデンティティ）の略。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つもの。

ダイバーシティ

「多様性」のことを言う。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言う。

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を言う。

ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

（性別による固定的な）役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」などの男女観に代表されるように、性別によって役割や能力、活動する分野を決め、それを分担するのが当然、あるいは自然だとする固定概念を言い、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

5 町事業一覧

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

(1) 男女共同参画の理解と促進

広報とよやまなどによる啓発活動・情報提供
レインボー・スクールの開催
インターネットなどによる情報収集
生涯学習講座の開催

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

レインボー・スクールの開催
家庭教育講演会の開催
あかちゃん広場・乳幼児学級の開催
ニューファミリー教室の開催
家庭児童相談の実施
家庭教育相談の実施
わくわくくらぶの開催
おはなし会・読書会の開催
子育て相談の実施
人権教育・男女共同参画教育・性教育の実施
職場体験の実施
制服の見直し

重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

女性活躍推進計画

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画

審議会などへの女性委員の登用
管理職などへの女性職員の登用
県などの研修会への参加

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

コミュニティ参加啓発事業・地域委員の立ち上げ
町民討議会議の開催
生涯学習ボランティアの養成
女性行政施策の促進を図る団体やグループへの補助・支援
高齢者の社会参画を推進する団体への補助・支援
コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点
充実事業
ボランティア活動の充実と連携の強化
社会福祉協議会との連携

(3) 協働によるまちづくりの推進

コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点
充実事業・地域と行政をつなぐ職員の育成
町民討議会議の開催
官学連携の推進
関係団体・機関との連携による講座の開設
消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性
参画の推進
避難所運営における女性の参画の推進
男女共同参画の視点による防災訓練の実施

(4) 地域の事業所との連携

地域の事業者への啓発
商工会との連携
雇用環境の整備・就業支援
再就職・再雇用の支援
職業訓練制度の活用
多様な働き方の推進
テレワークの推進

(5) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進

育児休業・介護休業の取得推進
はぐみんカードの利用促進
保育園運営事業
ファミリー・サポート・センター事業
子育て相談の実施
保育特別対策事業

放課後児童の居場所づくり
家族介護者に対する相談窓口の普及・啓発
商工会との連携
家庭教育講演会の開催
あかちゃん広場・乳幼児学級の開催
ニューファミリー教室の開催
男性の家事・育児参画への啓発

重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

(1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援

施設のバリアフリー化の実施
障がいのある方への相談の実施
ひまわり園の運営・福祉作業所の運営補助
社会福祉協議会との連携
母子家庭自立支援・就業相談の実施
母子専属福祉協議会への支援
児童生徒援助事業
ボランティア活動の充実と連携の強化
施設のバリアフリー化の実施
地域支え合い体制づくりの推進
認知症サポーター養成講座の開催
外国人住民懇談会の開催
避難所の施設整備の推進
福祉避難所の整備の推進
備蓄品・備蓄食料の充実
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
の導入
保育園における理解促進と支援
人権擁護事業
よろず相談(人権相談)の実施
いのちの電話による相談
心配ごと相談の実施

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

健康・福祉フェスティバルの開催
食生活改善活動ボランティアによる支援
健康増進事業
介護予防事業
生涯学習講座の開催
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業
学校における性教育
母子保健事業

(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

女性相談の実施
DV対策の実施
セクシュアル・ハラスメントの防止
子ども家庭総合支援拠点を中心とした児童虐待
の防止
人権教育
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議
学校における性教育
保育園における啓発
青少年育成会議による啓発

重点目標Ⅳ 計画の推進

(1) 推進体制の整備・充実

ヒアリングによる計画の進行管理
県などの研修会への参加
職員研修の実施

豊山町男女共同参画社会計画

第3次とよやまレインボープラン【概要版】

令和4年4月

発行：豊山町 企画調整部企画課

〒480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話：(0568) 28-0913 (ダイヤルイン) FAX：(0568) 29-1177

メール：kikaku@town.toyoyama.lg.jp

ホームページ：https://www.town.toyoyama.lg.jp